

令和3年1月11日（月）から1月22日（金）まで

## 宮崎県知事から営業時間短縮要請がなされています。

県内の新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況にかんがみ、下記のとおり営業時間短縮要請がなされました。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

### ◆営業時間短縮要請の内容について

営業時間短縮 要請対象	午後8時以降営業を行っている酒類を提供していない飲食店等
店舗例	喫茶店等 (テイクアウトやデリバリー専門店を除きます。)
営業時間短縮 要請期間	令和3年1月11日（月）～1月22日（金）まで
時間短縮後の 営業時間	午前5時～午後8時までの間
酒類提供の時間	—

### <営業時間短縮の考え方>



### ◆要請に応じた場合の協力金について

<金額>

**1店舗につき48万円**

<要件>

食品衛生法の飲食店営業許可を受けていること。  
要請期間中（12日間全て）、要請に応じた営業形態とすること。  
ガイドラインを遵守していること。等



※ 詳細は県HPをご覧ください ([http://www.pref.miyazaki.lg.jp/eiseikanri/covid-19/jigyosha/20210105\\_zitanyousei.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/eiseikanri/covid-19/jigyosha/20210105_zitanyousei.html))

<お問合せ>

串間市商工観光スポーツランド推進課（0987-55-1127）